

**(仮称) 寒川町学校給食センター建築設計業務委託
公募型プロポーザル 実施要領**

1 趣旨

令和元年 9 月に策定した「寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画」に基づき、町内の小中学校に給食を提供する（仮称）寒川町学校給食センターの整備を行うこととした。

この（仮称）寒川町学校給食センターの基本設計及び実施設計を行うにあたり、高い技術力と豊富な経験、実績から質の高い提案を求め、その内容を総合的に判断し、本業務に最も適した設計事業者を優先交渉権者とし、次いで優れた提案を行った者を次点者として選定するため公募型プロポーザルを実施することとし手続を以下のとおり定める。

2 業務概要

- (1) 件名 (仮称) 寒川町学校給食センター建築設計業務委託
- (2) 内容 (仮称) 寒川町学校給食センター建築設計業務委託仕様書（案）
のとおり。
- (3) 期間 契約締結の日から令和 3 年 3 月 17 日まで。
- (4) 委託上限額 金 60,874,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 施設概要等

計画地 神奈川県高座郡寒川町宮山 4018 番 外

敷地面積 約 4,500 m²

延床面積 概ね 3,200 m²程度

主な用途 学校給食の調理

調理能力 4,400 食/日

対象校 小学校 5 校 中学校 3 校

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項から第 6 項までに該当する団体又は団体に属する者
- (2) 建築士法第 23 条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング実施日までにかながわ電子入札共同システムで寒川町に登録が完了していること。
- (4) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

- (7) 当該業務に関するノウハウや関連事業についての知見及び実績を有し、その達成及び遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。
- (8) 平成 21 年 4 月 1 日以降において、元請けとして、地方公共団体の発注する学校給食センター（1 日あたり 4,000 食以上の学校給食を提供できる施設の新築）の基本設計および実施設計業務の受注（契約）実績があること。又は、地方公共団体発注の PFI 事業における SPC において、構成企業・協力等の企業として業務を行った基本設計および実施設計業務実績も同種実績とみなす。
- (9) 設計業務に厨房機器における専門的な知見を活かすことができる協力厨房機器業者として上記（1）（4）（5）（6）（7）の条件を全て満たし、かつ学校給食センター（1 日あたり 4,000 食以上の学校給食を提供できる施設）への厨房機器一式の納入業務実績を有している厨房機器業者を連ねて申し込むこと。なお、厨房機器業者が複数の事業者の協力厨房機器業者となることを妨げない。また、協力厨房機器業者は、本プロポーザルの直接参加することはできない。

4 業務実施上の条件

上記 3 「参加資格要件」に併せて、本プロポーザルへの参加を申し込む事業者は、業務実施にあたり次の条件を満たしていることとする。

（1）管理技術者、照査技術者及び建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者をそれぞれ 1 名配置することとし、管理技術者、照査技術者及び各分野の主任技術者は兼任することはできない。

（2）管理技術者は、3 参加資格要件（8）の設計における業務経験を有し、業務の管理、統括等を行う、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の免許を受けた常勤のものを配置すること。

（3）照査技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士資格を有し、設計業務に 5 年相当の経験を有する者とする。

（4）建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の免許を受けた常勤のものを配置すること。または、電気設備、機械設備については、建築士法第 2 条第 5 項に規定する十分な経験を有する建築設備士でもよい。

（5）管理技術者及び建築意匠、構造、電気設備、機械設備、建築積算の各分野の主任技術者は、参加申込事業者に所属していること。かつ、直接的かつ恒常的に雇用関係を有していること。

5 選定スケジュール

(1) 参加申し込み受付期間

令和元年 10 月 11 日（金曜日） 9 時 00 分から

令和元年 10 月 24 日（木曜日） 17 時 00 分まで

(2) 質問受付期間

令和元年 10 月 11 日（金曜日） 9 時 00 分から

令和元年 10 月 16 日（水曜日） 17 時 00 分まで

- (3) 質問回答
令和元年 10月21日(月曜日) 16時までに回答
- (4) 参加可否通知
令和元年 10月30日(水曜日) 16時までに通知
- (5) 企画提案書等受付期間
令和元年 10月31日(木曜日) 9時00分から
令和元年 11月25日(月曜日) 17時00分まで
- (6) 書類審査結果通知
令和元年 12月2日(月曜日) 16時00分までに通知
- (7) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング
令和元年 12月6日(金曜日) 13時00分から17時の間
- (8) 審査結果通知
令和元年 12月12日(木曜日) 16時00分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

6 参加手続き

- (1) 参加申し込み受付期間
令和元年 10月11日(金曜日) 9時00分から
令和元年 10月24日(木曜日) 17時00分まで
- (2) 提出書類と提出方法
＜提出書類＞
 - ア プロポーザル参加申込書(様式1)
 - イ 事業者概要(様式2)
 - ウ 業務実績書(様式3)
 - エ 参加資格要件(8)の契約書の写し
PFI事業による場合に該当する場合、直近業務1件についてSPCの構成企業としての受注した実績が証明できるもの(契約書のコピー等を添付すること)
 - オ 協力厨房機器業者の概要及び業務実績(様式4)
＜提出方法＞

寒川町役場 分庁舎2階 教育委員会 教育施設・給食課 まで
郵送もしくは持参(いずれも、10月24日(木曜日) 17時00分に必着とする。)
※土・日・祝日及び開庁時間外は受付不可
□提出先住所
〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165
- (3) 参加可否通知
 - ア 必要事項がすべて記載された(2)＜提出書類＞ア～オの全てが提出されており、「3参加資格要件」の内容を満たすと判断したとき参加を承認する。
 - イ 本プロポーザルの参加の可否は、令和元年10月30日(水曜日)までにプロポーザル参加

申込書に記載の連絡先へ電子メールで通知する。その後、書面にて郵送する。
ウ参加の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和元年 10 月 30 日（水曜日） 16 時までに参加可否の通知がない場合は、同日 17 時 00 分までに教育施設・給食課宛に電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者は、10 月 30 日（水曜日） 16 時まで（仮称）寒川町学校給食センター建築設計業務委託公募型プロポーザル参加辞退届（様式 7）の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和元年 10 月 11 日（金曜日） 9 時 00 分から

令和元年 10 月 16 日（水曜日） 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

質問書（様式 5）により、教育施設・給食課宛に電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

電子メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

いずれも、受付期間内に必着とする。

(3) 質問の回答

令和元年 10 月 21 日（月曜日）16 時まで、各質問者からの質問及びその回答の全てを、寒川町ホームページにて公開する。

8 企画提案書等の提出

参加承認の通知を受けた事業者は、以下の方法によって書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和元年 11 月 25 日（月曜日）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法 寒川町役場 分庁舎 2 階 教育委員会 教育施設・給食課 まで
郵送もしくは持参（いずれも提出期限必着のこと）

※持参の場合は、土・日・祝日及び時間外は受付不可

□提出先住所

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 1 6 5

(3) 提出書類

(⑤企画提案書以外については書面で 1 部提出。)

① （仮称）寒川町学校給食センター建築設計業務委託公募型プロポーザル届出書（様式 6）

② 業務実施体制調書（様式 6-1）

③ 配置予定者調書「管理技術者」（様式 6-2）

④ 配置予定者調書「主任技術者」（様式 6-3）

⑤ 企画提案書（紙媒体で 10 部提出）

提案様式：A 3 サイズ（片面）5 枚以内とする（表紙含む）

図表やイメージ図等を用いてよい。

<提案内容>

以下の項目及び寒川町学校給食センター整備基本構想・計画、(仮称)寒川町学校給食センター建築設計業務委託仕様書(案)、(仮称)寒川町学校給食センター建築工事設計業務委託特記仕様書(案)、評価基準書(表1)等をふまえた上で作成すること。

I. 業務全般

○業務実施体制及び工程計画、円滑な業務の遂行方法、各業務のサポート体制

II. 業務内容

寒川町学校給食センター整備基本構想・計画の「2.寒川町の方針」、「4.学校給食センターの整備計画」に沿った施設計画等の考え方

○敷地条件を考慮した土地利用計画と外部環境(敷地周辺を含む)に配慮した施設配置計画について

○人とシステムによる安全性の確保について

(安全衛生面の考え方、諸室の配置、作業動線、食材動線、アレルギー対応の考え方など)

○食育についての施設計画について(配置、機能、システムなどの考え方について)

○コスト縮減等について(イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコスト、環境負荷への配慮等について)

9 書類審査

(1)参加承認を受けた事業者が5社を超えた場合

書類審査を実施する。

企画提案書等の内容を評価基準書の項目により審査し、上位5社を選定する。選定された参加者のみ企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

書類審査結果は、令和元年12月2日(月曜日)16時00分までに電子メールにて通知する。

その後、書面にて審査結果を郵送する。

(2)参加承認を受けた事業者が5社を超えない場合

書類審査を実施しない。

参加承認を受けた全ての事業者に対して企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※書類審査を実施しない場合は、参加可否の通知の際に事業者にその旨を伝える。

10 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

時間、場所等の詳細は12月2日(月曜日)16時00分までに通知する

(1)実施日時

令和元年12月6日(金曜日)13時00分から17時を予定(1事業者あたり30分を予定)

(2)実施場所

寒川町役場内会議室

(3)出席者

5名以内とし、業務実施体制調書(様式6-1)に記載のいずれかの者が企画提案書の説明を

行う。なお、説明以外は、業務実施体制調書（様式 6-1）に記載の者でなくてもよい。

(4) 内容

企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

合わせて 30 分を予定（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分）

(5) その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材は提案説明者で用意すること。
ただし、プロジェクターとスクリーンは寒川町で用意する。

11 審査

(1) 優先交渉権者、次点者の選定

提出された企画提案書、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング内容について評価基準書（表 1）をもとに審査を行い、最も評価点の高い者を優先交渉権者とし、評価点が次の者を次点者とする。なお、審査は非公開とする。

ア 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が同点の者が 2 以上あるときの対応は、評価基準書「2 業務内容」の評価点が高い事業者を優先交渉権者とする。

イ 有効な事業者が 1 社のみのときは、評価点が 70 点以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合に、優先交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知、公表

選定結果については、令和元年 12 月 12 日（木曜日） 16 時 00 分までに電子メールにて通知する。また、寒川町ホームページ上でも公開する。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出されない又は提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 委託契約を締結する日までに会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。
 - ア 暴力団員等（条例 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。
 - イ 県条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。

13 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、寒川町との協議の上で決定する。なお、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次点者と交渉する場合がある。
- (2) 契約内容となる（仮称）寒川町学校給食センター建築設計業務委託仕様書（案）、（仮称）寒川町学校給食センター建築工事設計業務委託特記仕様書（案）については、受注候補者の提案内容や寒川町との協議内容を含めて作成する。

14 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 町は、提出書類を事業者に無断で使用しない。
- (3) 寒川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示と認められる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施日までにあらかじめ文書により表記すること。ただし、不開示を確約するものではない。
- (4) 事業者の企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等プロポーザルに要する費用は事業者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施における提案内容、及び（仮称）寒川町学校給食センター建築設計業務委託仕様書（案）、（仮称）寒川町学校給食センター建築工事設計業務委託特記仕様書（案）の内容については、委託上限額以内で実施できることを確約したものとみなす。
- (6) 審査経過は非公開とする。
- (7) 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

15 担当

担当部署：寒川町 教育委員会 教育施設・給食課

担当者：井上・杉崎

住所 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線541

FAX 0467-75-9907

Eメール kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

(表1) 評価基準書

評価項目	配点	係数	評価点
1 業務全般			
(1) 業務の理解度	10点	×1	10点
・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか ・スケジュール計画は適切か			
(2) 業務の確実性・実施体制	10点	×1	10点
・過去に類似業務の実績があり、業務を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか ・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制が整えられているか ・発注者との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか			
2 業務内容			
(1) 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画 給食提供のところに沿った考えの提案	各10点	×2.0	各20点
①敷地条件を考慮した土地利用計画と外部環境配慮した施設配置計画、空間の使い方などについて			
②人とシステムによる安全性の確保についての考え方 安全衛生面の考え方、諸室の配置、作業動線、食材動線、アレルギー対応の考え方など			
③食育についての施設計画について 配置、機能、システムなどの考え方について			
④コスト縮減等について(イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコスト、環境負荷への配慮等について)			
(2) 総合的判断	10点	×1	10点
・提案内容について、図表やイメージ図等を効果的に使い、説得力があり、分かりやすいか ・独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか			
		合計	110